

令和8年（2026年）

第1回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

令和8年（2026年）1月29日 開催

大阪狭山市教育委員会

第1回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和8年（2026年）1月29日（木）

午前9時30分 開議

市役所3階 委員会室

出席委員（5名）

竹谷 好弘	教育長
山田 順久	教育長職務代理者
井上 寿美	委員
内田 幸子	委員
鶴川 和水	委員

出席事務局の職員

寺下 憲志	教育監
山田 裕洋	教育部長
浜口 亮	こども政策部長
吉田 耕太郎	こども政策部こども家庭支援担当部長
山本 泰士	こども政策部理事
山本 一幸	教育部次長
岩間 かおり	こども政策部次長兼こども家庭支援グループ課長
森口 健次	教育政策グループ課長
畑辻 旭秀	生涯学習グループ課長
神楽所 保則	教育政策グループ学校給食担当課長
荒川 郁代	教育政策グループ参事
田中 清啓	教育指導グループ参事
樽本 敏彦	生涯学習グループ参事

書記

鳥山 可奈子	教育政策グループ課長補佐
--------	--------------

議事日程

開会

教育長報告

議事

- 日程第1 議案第1号 大阪狭山市青少年問題協議会委員の委嘱について
- 日程第2 議案第2号 大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例について
- 日程第3 議案第3号 大阪狭山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
- 日程第4 議案第4号 令和7年度（2025年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第9号 教育委員会関係）について

閉会

○各グループの報告事項

教育部長（山田裕洋）

それでは、教育委員会定例会議の進行につきまして、教育長、よろしくお願ひいたします。

教育長（竹谷好弘）

改めまして、皆さん、おはようございます。

令和8年第1回の教育委員会定例会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、議事録の署名委員は、規則によりまして、井上委員、鶴川委員を指名いたします。

傍聴の方は今日はおられないですね。

教育長の活動報告をさせていただきます。

次第をめくっていただきますと、1月というところで、1月6日校長会、今年最初の校長会ということで、ご挨拶をさせてもらっています。

1月12日、令和8年大阪狭山市はたちの集いということで、教育委員さん、ご出席ありがとうございました。

それから1月21日、こども未来フォーラム答弁調整会議ということで、これは市長はじめ理事者それから各部長で、当日の答弁の内容確認をしております。

1月23日、なかよし作品展というのがございます。これは南河内合同の支援の子どもたちの作品展を見学してきております。

大阪府都市教育長協議会定例会ということで、今年の最初の会議に出席をしております。

以上、簡単ではございますが、ご報告とします。よろしいでしょうか。

それでは、早速ですけれども、議事に移りたいと思います。

本日の議案ですが、日程第1、議案第1号、大阪狭山市青少年問題協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

生涯学習グループ課長（畑辻旭秀）

おはようございます。

それでは、日程第1号、議案第1号、大阪狭山市青少年問題協議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。

資料は、教育長活動報告の次のページになりますのでご覧ください。

大阪狭山市青少年問題協議会委員につきましては、令和7年9月1日から令和9年8月31日までの2年間を任期としまして、既に委嘱を行っているところでございます。

このたび令和7年12月1日付で、大阪狭山市民生委員児童委員協議会の任期満了に伴う改選が行われ、充て職として委嘱しておりました山本恒昭委員が退任されました。

また、同年10月29日付で、大阪府黒山警察署における人事異動により、同じく充て職として委嘱しておりました十河充委員が退任されております。

これに伴いまして、令和8年1月7日付で、大阪府黒山警察署からは休波裕史氏を、大阪狭山市民生委員児童委員協議会からは山本欽也氏を推薦するとの委員候補者推薦書の提出がございました。

つきましては、教育長に対する事務委任規則、昭和53年大阪狭山市教育委員会規則第1号第1条第13号の規定に基づき、今回議案として提出するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については可決されました。

続きまして、日程第2、議案第2号、大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育政策グループ参事（荒川郁代）

日程第2、議案第2号、大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例についてご説明させていただきます。

お手元の資料は2ページから5ページでございます。

本条例案につきましては、昨年、第11回定例会議で、パブリックコメントの実施につきましてご説明したとおり、令和7年12月1日から本年1月5日まで実施いたしました。

パブリックコメントで提出されたご意見及び教育委員会の考え方についてをご覧ください。

パブリックコメントは17名の方からご意見をいただきました。寄せられたご意見の多くは、少子化や核家族化、子どもの貧困や不登校など、子どもを取り巻く環境が厳しさを増す中で、子ども一人一人が安心して成長できる公教育環境を強く願うものでした。

また、楽しい学校、行きたくなる学校を実現してほしい、教職員が専門性を発揮できる環境を整えるべきであるといった切実な思いも数多く示されていました。

本条例の必要性や位置づけについて、条例を制定する意義が分かりにくいというご意見や、教育の独立性、中立性、教育委員会制度など関係、行政が教育に関与し過ぎるのではないかと懸念も示されていました。

条文ごとのご意見といたしましては、基本理念が抽象的で、どのような教育を目指すのかが

分かりにくいという意見や、保護者の役割を条例で規定することへの違和感、教育の第一義的責任という表現が重く感じられるというご意見も多く寄せられました。

一方、肯定的な意見では、少子化、核家族化が進む中で、家族だけでなく学校や地域が子どもを見守る必要が高まっているという意見や、旧条例と比べて市全体で連携協働して取り組むことが明確になり、条例の目的がはっきりしたことや、表現が強制的ではなく理念型として柔らかくなったという評価、共感が持たれている意見も多く寄せられました。

本条例は、個別の施策や具体的な対応策を定めるものではなく、教育の振興を進める上での基本理念と枠組みを示す、理念条例として位置づけています。

教育基本法やこども基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨を前提とし、教育の独立性、中立性や教育委員会制度を尊重した上で、家庭、地域、学校園、市が共通の理念の下に連携協働していく子どもの成長を支えていくための土台を示すことを目的としています。

そのため寄せられたご意見の多くは、条例の修正によって対応するものではなく、今後この条例に基づいて実施していく具体的な施策や運用の中で反映していくことが適切であると考えています。

以前にもご説明させていただいておりますので、条例の内容については簡単に説明いたします。

資料の3ページをご覧ください。

第1条については、条例の目的について定めております。第2条については、条例で使用する用語の定義について定めております。第3条については、基本理念について定めております。第4条については、市の責務について定めてお

ります。第5条については、保護者の役割について定めております。第6条については、市民の役割について定めております。第7条については、学校園の役割について定めております。第8条については、連携及び協働について定めております。第9条については、意見情報の共有について定めております。第10条については、委任について定めております。

附則といたしまして、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、非常に簡単な説明ではございますが、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

内容に関してではございません。

パブリックコメントの回答のところ、1ページの④のところ、発達段階というふうに言葉が使われていて、条例そのものが第5条です、発達の過程というふうに変更というか、この形で条例がつくられていますので、同じようにパブリックコメントの回答も、発達の過程というふうに合わせたほうがよいのではないかとこのように考えております。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの井上委員のご意見に対して、事務局、考えありましたらお願いいたします。

担当。

教育政策グループ参事（荒川郁代）

今のご意見、中でちょっと検討させていただいて、そのようにするように手続を踏まえたいと思います。

教育長（竹谷好弘）

よろしくお願いいたします。

そのほか何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

山田委員。

教育長職務代理者（山田順久）

学校園の立場から話させていただくと、この教育のまち条例が制定されることによって、非常に心強いものになるのではないかなというふうに思っています。

第1条に記載されていますように、保護者、市民、学校園、市の連携、協働による社会総がかりで取り組むということを今まさに学校のほうでは取り組んでいる最中ですので、そういった中で、こういった条例が制定されるということですごく心強いんじゃないかなと思います。

それと今、大阪狭山市ではハード面のみならずソフト面の様々な取組がすごく充実してきています。私が勤務していました例えば15年前ぐらいだったら、なかったような取組がたくさんあります。

特にソフト面で人的支援をかなりしていただいています、主事の先生であったりスクールカウンセラーであったりSSWであったり、また様々なサポーターの方々であったり、また、英語の支援であったりとか、たくさん支援していただいています、本当に学校と市とが一体となって教育に取り組んでいるということで、その取組をさらにこういった条例をつくることによって発展、今までの取組を踏まえてさらに充実させるようなものになっていったらなという願いを持っております。そういった意味では、この条例の制定というのはすごく心強いというふうに思っています。

教育長（竹谷好弘）

ありがとうございます。

ほかに何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

本案については可決されました。

続きまして、日程第3、議案第3号、大阪狭山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育指導グループ参事(田中清啓)

それでは、日程第3、議案第3号、大阪狭山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画についてご説明いたします。

資料が2種類ございます。

今回、提案しております計画と令和2年に策定いたしました在校等時間の上限に関する方針でございます。ご準備をお願いいたします。

本計画は、公立学校教員の長時間勤務が課題となる中、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律、いわゆる給特法等一部改正に基づく文部科学省指針に即し、令和2年に本市が策定した在校等時間の上限に関する方針を踏まえて、教育職員の業務量の適切な管理と健康及び福祉の確保を図るための具体的な取組を整備するものです。

計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間といたします。

本市の現状といたしまして、令和6年度実績では、教育職員全体の時間外在校等時間は月平均27.3時間である一方、中学校では月平均35時間と依然高い状況でございます。特に年度当初の4月には、月45時間を超えた職員の割合が高くなっております。また、月80時間を超える職

員も発生していることから、早急に解消する必要があります。

成果目標につきましては、令和11年度に月45時間以下の割合を100%、平均時間を月25時間と設定いたします。あわせて、年次有給休暇の平均取得日数を16日以上とし、働きやすい職場環境づくりを進めます。

主な取組といたしましては、いわゆる業務の3分類に基づく業務の見直しです。

学校だけで抱え込まず、専門職や外部人材の活用、部活動の地域移行、地域展開や民間委託の推進、校務支援システム等やスクールサポートスタッフの活用などにより教員の負担軽減を図り、子どもと向き合う時間の確保につなげます。

あわせて、教育課程の見直し、日課表の工夫、校務DXの加速、勤務時間外の電話対応の抑制など、学校現場で実行可能な措置を進めます。

健康確保措置としては、在校等時間の客観的把握を徹底し、月80時間を超える場合の医師による面接指導の実施、SSチェックの実施率向上と結果の活用、定時退庁日の推進、休憩時間の確保、学校閉庁日の設定、終業から始業までおおむね11時間の休息を確保する勤務間インターバルの取組を進めます。

最後に、本計画は作成して終わりではなく、客観データに基づき取組状況を検証し、課題のある学校には聞き取りや指導助言、必要な支援を行うことで実効性を確保してまいります。

なお、来年度の総合教育会議において実施状況の報告をさせていただく予定です。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長(竹谷好弘)

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

山田委員。

教育長職務代理人（山田順久）

何点か質問ございます。

1点目は、10ページの2番の①の教育課程の見直しということですが、標準授業時数を大幅に上回って編成している場合というのが実態としてあるのかなのかというのは、ちょっとお聞かせいただきたいというのが1点目です。

2点目が、11ページの⑦になるんですかね、勤務間インターバルの確保とあるんですが、これは具体的にはどんなふうなものなのか、ちょっと教えていただけますか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育指導グループ参事（田中清啓）

まず、1点目、教育課程の見直しということで、標準授業時数を大幅に上回っている学校ということは、今はございませんが、毎年必ず確認をして、もしそれがあつたら指導をしていくというところがございます。

2点目の勤務間インターバルについてですが、おおむね11時間の休息、終業から始業までということで、具体的に申しますと、例えば教員の勤務が、中学校であれば8時20分からスタートするんですが、その場合は、9時20分までには退庁することを、必ず実施していくというふうな形で考えているところです。

以上です。

教育長職務代理人（山田順久）

ありがとうございます。

最初の質問でちょっと心配したのは、以前から授業時数をしっかり確保するようにという前提で各学校は教育課程つくっておりますので、そういった中で、あまりにも安易に受け止められたら困るなということで、最後、実態としてちゃんとした授業時数は確保していただきたい。計画段階では、確保できる見通しであっても、

最後、確保できてなかった場合というのも考えられるわけですから、この働き方改革すごく大事なんですけれども、そのところはやはり踏まえて、各学校のほうには指導していただきたいなと思います。

それと11ページの休憩時間の確保とあるんですが、管理職、校長の立場で言うと、これは明示せなあかん分なんですよね。それをどんな形にするのかというのがすごく気になっていまして、なかなか実態の動きとしては難しい。休憩時間をどういう形で明示するのかというのでも教えていただけますか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育指導グループ参事（田中清啓）

今、校長会とも相談しながら進めているところではございますが、例えば業務は、一旦子どもたちが下校して落ち着く3時半からの45分の取得であつたりとか、あとは給食の時間もしくは昼休みに交代制の中で取得したり、もしくは、授業のない時間に、それぞれをしっかりと当てはめながら45分間の休憩を確保していく、というようなことを各校で実態に応じながらできるように、今、調整しているような段階でございます。

教育長職務代理人（山田順久）

それをまた、各それぞれの教職員に対して、一人ずつ明示をしていくということですね。

大阪府の場合は、最後にそれを回すということはやってないんですね。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育指導グループ参事（田中清啓）

そのまま、勤務の最後に休憩時間を取るということはできませんので、必ずその勤務時間中に、ということと考えているところです。

教育長職務代理人（山田順久）

教育委員会も校長も先生方も、ちょっと苦勞はするとは思うんですけども、きちっと明示をしていただいて、休憩時間確保できるようにできたらな、というふうに思っております。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

寺下教育監。

教育監（寺下憲志）

山田委員が言っていた中身ですけども、教育課程の編成のほうなんですけれども、これについては、これまではやっぱりどうしても冬が近づいてくるとインフルエンザ等で臨時休業をした分をあらかじめ想定しておいて、多めに確保するというをずっと本市に限らず、ほかもやっていたんです。

でもこの間、標準授業時数という言葉の捉えに変わってきまして、無理のない範囲で授業時数を、教育課程を編成する。その上で、仮にインフルエンザによる臨時休業が、基本的には3日ほどするんですけども、それが2回続けてあって6日間臨時休業になったら、もう足らなくなる可能性も出てくる。とはいえ、足らなくなったから、標準授業時数を必ず確保するというよりも、本来子どもたちが学ばないといけないう学習内容を保障するというので、あらかじめ、きつきつの編成をするという、きつきつとは大幅に編成するというはそこまでなくていいというふうに、今はもう国や府の指導も変わってきていますので、本市においてもそういうふうに今は指導しているところです。

休憩時間についても、給特法が変わりましたので、これまでは何となく頑張って45分確保しようみたいなことで、それぞれの学校やっていたんですけども、今回は保護者に対しても、法が変わったので、もう学校としてはまずはきっちり45分をそれぞれの教員が確保できるような、日課も含めてそれぞれの学校が考えますと、

それでまずは1学期やってみる。例えば先ほど田中申しましたけれども、給食時間と昼休みで90分を一旦見ましょと、そのうちの45分ずつで、半分ずつの教員が交代を取るというのを実際やってみる学校も出てくると、それをやった結果、やっぱり子どもたちの指導に対して不都合等が出てくるようやったらまた見直そうとかいいうことで、実際に教員にちゃんと45分を確保する方策をそれぞれで考えてみるということをやろうということは今、校長会と確認しながら進めているところです。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

よろしいでしょうか。

ほかに何か。

お願いします。

内田委員。

教育委員（内田幸子）

すみません、先生方、実際にうちの娘が小学生のときにありましたけれども、担任の先生が長期休みの後からちょっと出てこれられなくなって、1学期間、その後の2学期間ぐらいかな、お休みになったということがありました。

そういうことがあると、子どもたちもすごく心が揺れるというか、集中できないところというのがあります。多分そのお休みされるというのはすごく、そこまでいくのはもう本当にいっぱいいっぱいだったんだろうなとは思っているので、そこにいくまでに何とか、学校全体というか教育委員会のほうとかでフォローをして、できるだけそういうことがないような形でやっていただきたいなと思います。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

教職員のということでございますが、これについて事務局。

寺下教育監。

教育監（寺下憲志）

内田委員が言っていたように、やっぱり本市の教職員が少しでも子どもたちに向き合う時間を確保できるようにするために、これについては本当に先生方と管理職と一体となって、子どもたちに向き合う時間を確保するために、法に基づいて一度ゆっくりと、どこまでできるか分からないけれどもやってみようという形で進めています。ありがとうございます。

教育長（竹谷好弘）

よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については可決されました。

それでは、最後の議案です。日程第4、議案第4号、令和7年度（2025年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第9号 教育委員会関係）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育政策グループ課長（森口健次）

それでは、日程第4、議案第4号、令和7年度（2025年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第9号 教育委員会関係）についてご説明をさせていただきます。

本件につきましては、予算関連所属が複数ございますので、教育政策グループから一括してご説明をさせていただきます。

資料は、13ページから15ページでございます。歳入でございます。

資料14ページをご覧ください。

国庫支出金の民生費、国庫補助金、児童福祉費補助金として、強い経済を実現する総合経済

対策の一環として、児童1人当たり2万円を支給する物価高対応子育て応援手当支給に関する事業費補助金で2億400万円、同じく事務費補助金で724万1,000円の計上で、歳入合計2億1,124万1,000円の増額補正でございます。

次に、歳出でございます。

同じく14ページをご覧ください。

まず、民生費の民間保育園等対策事業では、物価高騰対策として、主食費の無償化を実現するための民間保育園等運営費補助金で1,500万円、物価高対応子育て応援手当支給事業で2億1,124万1,000円を計上するものでございます。

次に、教育費の幼稚園運営事業では、物価高騰対策として、給食費の無償化を実施するための幼稚園給食費補助金で163万2,000円、また、学校給食管理事業の学校給食物価高騰対策事業費補助金で595万7,000円の計上で、歳出合計といたしまして2億3,383万円の増額補正でございます。

資料15ページの繰越明許費でございます。

地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として、民生費、民間保育園等主食費無償化事業で1,500万円、物価高対応子育て応援手当支給事業で4,184万9,000円、教育費、公立幼稚園主食費無償化事業で163万2,000円でございます。

私からの説明は以上でございますが、ご質問等ございましたら担当課長のほうから説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

これは私から、物価高の応援手当支給事業の繰越しの額ですけれども、補正額の一部ということで、これは事業の比率ということでよろしいでしょうか。お願いします。

担当。

こども政策部次長兼こども家庭支援グループ課長（岩間かおり）

おっしゃるとおりでございます。

9月分の児童手当対象の方には、2月中には支給をさせていただくんですけども、そのあと3月31日まで生まれた子どもを対象としておりますので、4月に入ってから申請された方を対象にするため繰越しさせていただくものでございます。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

本日の議案は以上でございます。

これをもちまして、定例会議を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会 委員

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員